

～介護保険の申請手順について～

申請の手続きは市町村窓口で・・・介護保険証をお持ちでない方



介護保険の利用を希望される場合は、まず市役所(浜田市 健康福祉部 健康医療対策課 電話:0855-25-9320)に、「要介護認定」の申請を行います。**※認定調査は、新規申請および区分変更時、更新時はケアマネジャーが実施することができますのでお気軽にご相談ください。**

訪問調査や、本人・ご家族への聞き取り、「主治医意見書」の結果を踏まえ、要介護認定の審査が行われます。

要介護認定の結果、①非該当 ②要支援(1・2) ③要介護(1～5)のいずれかに、認定されます。
なお、非該当の場合は、地域支援事業の介護予防事業が利用できます。
地域包括支援センター(浜田市社協)又は各支所(市民福祉課)で、介護予防ケアプランを作成してもらいます。

次に介護保険サービスを利用するにあたり、ケアプラン(サービス計画)の作成を行うケアマネジャーを選びます。
・非該当の場合は、地域包括支援センター(浜田市社協)と契約を行います。
・要支援の場合は、地域包括支援センター(浜田市社協)又は各支所(市民福祉課)または、市内の居宅介護支援事業所と契約を行います。
・要介護の場合は、市内の居宅介護支援事業所と契約を行います。
※ケアマネジャーやデイサービス、ヘルパーなどの介護保険サービス事業所との契約は、いつでも他の事業所への変更が可能です。

ご本人やご家族の希望するケアプラン作成に沿って、デイサービスやヘルパー、福祉用具のレンタルなどの介護保険サービスの提供が始まります。なお、一ヶ月に利用できる介護保険サービスの上限額は、介護度別に決まっており、限度額を超えるサービスは、全額自己負担となるため注意が必要です。
ケアプランや介護保険サービスの内容は、ご本人および家族の状態などに応じ、自立支援に向け、適宜変更することができます。



社会福祉法人 愛心会

〒697-0063 島根県浜田市長浜町1900番地
TEL(0855)26-0002(代) FAX(0855)26-0066

特別養護老人ホームたんぽぽの里

TEL 特養・ショート直通(0855)25-8100

email ☒ :elderly-home@tanpoponosato.com

ショートステイたんぽぽ

email ☒ :short-stay@tanpoponosato.com

デイサービスたんぽぽ

email ☒ :day-service@tanpoponosato.com

ケアプランたんぽぽ

〒697-0063 島根県浜田市長浜町863番地1
TEL(0855)26-0041 FAX(0855)26-0016

email ☒ :care-plan@tanpoponosato.com

ホームページ <http://tanpoponosato.com>

令和8年5月1日作成

社会福祉法人 愛心会

介護老人福祉施設/特別養護老人ホーム



たんぽぽの里の基本理念です



運営方針・・・ プロ意識に目覚め、利用者の笑顔を目標に
新しい福祉を实践する
基本的心得・・・ 人として人に向き合う

～ご利用者への宣言～

- ①さわやかなあいさつをします
- ②にこやかな笑顔で接します
- ③やさしい言葉遣いで話します

施設概要 (各サービス事業所)

特 養

目的・・・この事業は居宅生活の復帰を念頭に置いて、明るく家庭的雰囲気の中、利用者がその人なりの 日常を送れるよう生活上の世話、健康管理を行います。

定員54名 (個室10室、2人部屋5室、3人部屋2室、4人部屋7室)

○外出支援計画・・・外出支援(園内庭のつつじ鑑賞・撮影会)

○年間行事計画・・・春爛漫祭り・新緑を楽しむ会・物故者法要・盆踊り・神楽上演
敬老会・大運動会・紅白歌合戦とお便り(絵馬)づくり
年の初めの会・節分祭・お雛様女子会
(ボランティアによる歌とお話を楽しむ会)

○行事食実施計画・・・寿司バイキング・抹茶パフェを楽しむ会・紅白饅頭茶話会
ぜんざいを楽しむ会・鍋料理・正月料理(三が日)
(季節感と懐かしさを想起でき、暮らしの張り合いに繋がられるような内容で実施しております。)

○年間医務事業・・・ 10月 結核検診 11月 インフルエンザ予防接種
(毎月 体重測定 / 随時 血液検査)
往診日・・・ 隔週金曜 内科医往診 月1回 歯科医往診
第3火曜 眼科医往診 月1回 精神科医
(中学生・高校生・看護学生など)



学生の職業

特別養護老人ホーム

入所申込方法について

入所を希望される場合は、たんぽぽホームページにあります入所申込書をダウンロード印刷し、ご家族記入用とケアマネジャー記入用の2枚を一緒にご提出ください。窓口にも申込書は置いてありますので、お気軽にお持ち帰り下さい。 現在たんぽぽの里では、200名以上の方に申し込みを頂いております。

入所の順番につきましては、随時入所判定委員会を開催し、介護度や介護の必要性、介護者の負担状況、住居環境、緊急性等を討議しながら、公平性を保ちつつ入所のご案内を行っています。

また、半年に1回、現在の介護度や介護の必要性、介護者の負担状況、住居環境、緊急性等をお知らせいただく、待機者調査を行っております。

ショートステイ

目的・・・この事業は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の身体的 精神的な負担の軽減を図るため等、一時的に居宅において日常生活を 営むのに支障のある期間を入所頂き、ケアプランに添って、心身機能の 維持及び低下の防止に努め在宅生活の助長を支援します。



定員25名 (個室11室、2人部屋7室)

○行事食事実施計画・・・ ケーキバイキング・お寿司バイキング
抹茶パフェを楽しむ会・夏の和菓子を楽しむ会
秋の果物とケーキを楽しむ会・鍋料理など



○行事計画・・・ 春爛漫祭り / 新茶を楽しむ会(つつじ鑑賞・中庭や外周の散歩)
物故者法要 / 盆踊り大会 / 敬老会 / 大運動会 / 年の初めの会
如月の舞(地元神楽上演) / 節分祭(豆まき) / おひな祭り

デイサービス

目的・・・ご利用者が自己の有する能力を最大限に生かした生活ができる事を旨とし、通所により社会的孤立感を和らげ、心身の機能の低下を防ぎ、維持を図り自主生活を助長して利用者の在宅生活を支援していくと共に、ご家族の身体的、精神的負担の軽減を図る事を目的としています。

定員35名 (介護予防通所と併せ35名)



○運営日時・・・月曜日～金曜日(祝日含む) 9時15分～16時30分

○食行事計画・・・おはぎづくり・流しそうめん・中華バイキング
天ぷらバイキング・鍋パーティ・寿司バイキングなど

○レクリエーション行事計画・・・端午の節句 / おやつ作り / 七夕祭り / 夏祭り
敬老会 / 運動会 / 忘年会 / 新年会 / 節分祭 / 桃の節句など
インストラクターによる体操(月6回) / 中庭園芸



デイサービス・一日の流れ	
9:15	健康チェック・お茶・入浴・個別レクリエーション・自主活動
11:30	食前リハビリ体操・昼食
13:15	自由タイム・お昼寝
14:30	今月の歌・軽体操・集団レクリエーション・ラジオ体操
15:50	茶話会・健康チェック・終了の会・歌
16:30	送り

居宅介護支援事業所

目的・・・この事業は、要支援・要介護状態となったご利用者一人ひとりが、個人として尊ばれ、可能な限り在宅においてその有する能力に応じ、自立した 日常生活を営むために、より適切なサービスが受け入れられるよう相談、調整、ケアプラン作成、実行、評価等一環した支援を行います。

※介護保険の申請や認定調査・更新・特養への申込などお気軽にご相談ください。

○運営日時・・・通常月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

※24時間体制で、電話連絡受付を行っております。



たんぽぽ行事

8月 グリーンカーペットフェスティバル

周布小学校校庭で行われる地域行事に参加しております。

11月 ひだまり祭

皆さんに来園していただき、コンサートや神楽上演、キッチンカーやテント村など楽しんでいただいております。



◆利用者負担段階について

第1段階	市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)
第3段階①	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下の方)
第3段階②	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の方)
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等) ※但し、第1～3段階に含まれる方でも、預貯金が1000万円(配偶者がある場合は2000万円)を超える方は第4段階になります。

負担割合限度額証の提示で、食費・居住費等の負担が変わります。(1割～3割負担)

詳しくは各サービスの料金表をご覧ください。

見学希望の方は、お電話にてご予約をいただいております。